

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月26日
【事業年度】	第9期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
【会社名】	株式会社エスクリ
【英訳名】	ESCRIPT INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩本 博
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル
【電話番号】	03-5410-8822
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員管理本部管掌 杉山 慎一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル
【電話番号】	03-5410-8822
【事務連絡者氏名】	取締役上級執行役員管理本部管掌 杉山 慎一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第5期 平成20年3月	第6期 平成21年3月	第7期 平成22年3月	第8期 平成23年3月	第9期 平成24年3月
売上高 (千円)	2,905,957	3,831,121	5,243,256	6,883,334	10,732,873
経常利益 (千円)	69,118	137,242	395,043	596,655	1,015,906
当期純利益 (千円)	66,942	140,574	225,790	351,376	659,849
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	280,750	280,750	478,090	478,090	498,527
発行済株式総数 (株)	30,700	30,700	3,730,000	3,730,000	3,784,500
純資産額 (千円)	74,124	214,699	835,170	1,187,690	1,895,937
総資産額 (千円)	1,533,889	2,007,290	3,540,188	5,814,537	7,099,126
1株当たり純資産額 (円)	2,414.49	6,993.47	223.91	318.10	498.68
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金 額 (円)	2,189.44	4,578.99	72.40	94.21	175.94
潜在株式調整後1株当 り当期純利益金額 (円)	-	-	-	94.09	171.79
自己資本比率 (%)	4.8	10.7	23.6	20.4	26.6
自己資本利益率 (%)	201.92	97.34	43.01	34.76	42.94
株価収益率 (倍)	-	-	9.10	8.01	13.44
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	480,382	428,310	932,424	1,031,011	1,793,793
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	137,505	160,595	1,002,405	2,234,713	1,575,632
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	254,344	94,784	822,790	1,305,699	97,486
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	253,569	426,499	1,179,309	1,281,307	1,401,982
従業員数 (人)	99	128	194	290	411
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(17)	(42)	(105)	(211)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期および第6期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第7期については希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、記載しておりません。
5. 第5期から第6期までの株価収益率については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
7. 第5期以降の財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
8. 第5期においては、平成19年11月15日を払込期日とする200株の第三者割当増資を行っております。
9. 第7期においては、平成21年10月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。
10. 第7期においては、平成22年3月4日を払込期日とする公募増資による660,000株の新株発行を行っております。
11. 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。

2【沿革】

年月	事項
平成15年6月	挙式・披露宴施設の運営を目的として、東京都中央区に株式会社エスクリを設立
平成17年3月	神戸市東灘区に『ア・ラ・モード・パレ&ザ リゾート』（神戸事業所）をオープン
平成17年5月	本店所在地を東京都港区芝大門に移転
平成17年11月	東京都港区に『ラグナヴェール AOYAMA』（青山事業所）をオープン
平成18年9月	東京都港区に『ロザンジュイア』（広尾事業所）をオープン
平成18年12月	名古屋市中区に『栄マルベリーホテル』（栄事業所）をオープン
平成19年6月	『栄マルベリーホテル』（栄事業所）の名称を『ラグナスイート ホテル&ウェディング名古屋』に変更 『ラグナスイート ホテル&ウェディング名古屋』（栄事業所）における婚礼サービスの提供開始
平成20年4月	本店所在地を東京都港区南青山に移転
平成21年9月	横浜市港北区に『ラグナスイート ホテル&ウェディング新横浜』（新横浜事業所）をオープン
平成22年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成22年5月	東京都中央区に『ラグナヴェール TOKYO』（八重洲事業所）をオープン
平成23年4月	名古屋市中区に『ラグナヴェール NAGOYA』（栄駅事業所）、東京都中央区に『ザ マグナス TOKYO』（銀座事業所）、大阪市北区に『ラグナヴェール OSAKA』（堂島事業所）をオープン
平成23年5月	大阪市北区に『ラグナヴェール PREMIER』（大阪駅事業所）をオープン

(注) 挙式・披露宴施設名称は、平成22年12月に「ア・ラ・モードパレ神戸迎賓館」は「ア・ラ・モード・パレ&ザ リゾート」に、「ラグナヴェール」は「ラグナヴェール AOYAMA」に、「ロザンジュイア広尾迎賓館」は「ロザンジュイア」に、「ラグナスイート ホテル&ウェディング」は「ラグナスイート ホテル&ウェディング名古屋」に、それぞれ表記を変更しております。

3【事業の内容】

当社は、デザイン性を重視した直営施設において、挙式・披露宴の企画・運営を行うブライダル事業を主な事業としております。また、当社は単一セグメントであります。その他の事業として、宿泊施設の運営を通じた宿泊サービス、および披露宴以外のパーティの運営を行う宴会サービスの提供を行っております。

(1)ブライダル事業

当社は、「施設スタイルにこだわらない都市型ブライダルオペレーター」として、多様化する顧客のニーズに応えるため、様々なスタイルの直営挙式・披露宴施設の運営を行っております。

当社では、顧客である新郎新婦や列席されるゲストに対する「施設の貸し切り感」「オリジナル感」の演出を重視し、挙式・披露宴で提供される、衣装、装花、引出物、料理、飲料、演出等を顧客のこだわりに合わせてトータルプロデュースする、オーダーメイド型の婚礼サービスを提供しております。

特に、衣装、装花、演出に関しては社内における内製化を推進しており、外注取引企業ではなく当社の従業員が直接顧客と打ち合わせを行うことにより、顧客の細かなこだわりにも対応し、一層の顧客満足度の向上を目指しております。

また、当社が運営する施設のうち、バンケット（披露宴会場）が複数ある施設に関しては、それぞれのバンケットに専用のチャペルまたはロビースペースを設置することにより、「施設の貸し切り感」の演出を行っております。

「施設の貸し切り感」「オリジナル感」の演出のため、一軒家の邸宅風施設であるゲストハウス型施設が多い中、当社は、同様の演出が可能で、かつ出店立地に最適なスタイルでの出店を、下記のとおり施設を分類して実施しております。

施設スタイル

() 専門式場

交通至便な都心部およびブランドイメージの高いエリアを中心に、挙式・披露宴を実施するバンケットを有する挙式・披露宴施設を専門式場と分類しております。

() ゲストハウス

都心の閑静な住宅地において広大な敷地を活用し、披露宴を実施するバンケットに加えて、開放感のあるプライベートガーデンやプール、独立型チャペルを有する邸宅風の挙式・披露宴施設をゲストハウスと分類しております。

() ホテル

交通至便な都心部を中心に、宿泊施設に加えて、披露宴を実施するバンケットをフロアごとに異なったコンセプトでデザインし、付帯の専用ロビースペースとともに1フロア貸し切り形式で提供することで、ホテルでありながらゲストハウスの「施設の貸し切り感」を演出するブライダルホテル型の挙式・披露宴施設をホテルと分類しております。

() レストラン

交通至便な都心部およびブランドイメージの高いエリアを中心に、挙式・披露宴を実施するバンケットを有し、挙式・披露宴の予約が入らない平日を中心に、レストラン営業も行えるレストラン型の挙式・披露宴施設をレストランと分類しております。

出店方針

当社は、上記4つのスタイルの施設を特定のスタイルに偏らないよう出店する方針であります。また、出店候補地の選定に当たっては、東京23区および政令指定都市 新幹線停車駅がある人口30万人以上の都市、の順に優先順位を定め、出店候補地の立地、エリアマーケティングデータ、運営施設の採算性、人材確保、資金繰りおよび投資回収期間を総合的に勘案したうえで、出店候補地を決定しております。

なお、出店に当たっては早期に設備投資資金を回収するため、原則として賃借での出店を行う方針であります。

施設スタイル	挙式・披露宴施設名称	事業所名称	所在地
ゲストハウス	ア・ラ・モード・パレ&ザ リゾート(3)	神戸事業所	神戸市東灘区
レストラン	ラグナヴェール AOYAMA(1)	青山事業所	東京都港区
専門式場	ロザンジュイア(1)	広尾事業所	東京都港区
ホテル	ラグナスイート ホテル&ウェディング名古屋(3)	栄事業所	名古屋市中区
ホテル	ラグナスイート ホテル&ウェディング新横浜(3)	新横浜事業所	横浜市港北区
専門式場	ラグナヴェール TOKYO(2)	八重洲事業所	東京都中央区
専門式場	ラグナヴェール NAGOYA(1)	栄駅事業所	名古屋市東区
専門式場	ザ マグナス TOKYO(1)	銀座事業所	東京都中央区
レストラン	ラグナヴェール PREMIER(2)	大阪駅事業所	大阪市北区
専門式場	ラグナヴェール OSAKA(4)	堂島事業所	大阪市北区

(注) 1. ()内の数字はバンケット(披露宴会場)数を表しております。

2. 大阪駅事業所は、レストランフロアをバンケットとして利用することを想定して3バンケットの挙式・披露宴施設と記載しておりましたが、レストランとしての需要が高いこと等に鑑みて、2バンケットの施設と記載を変更いたしました。

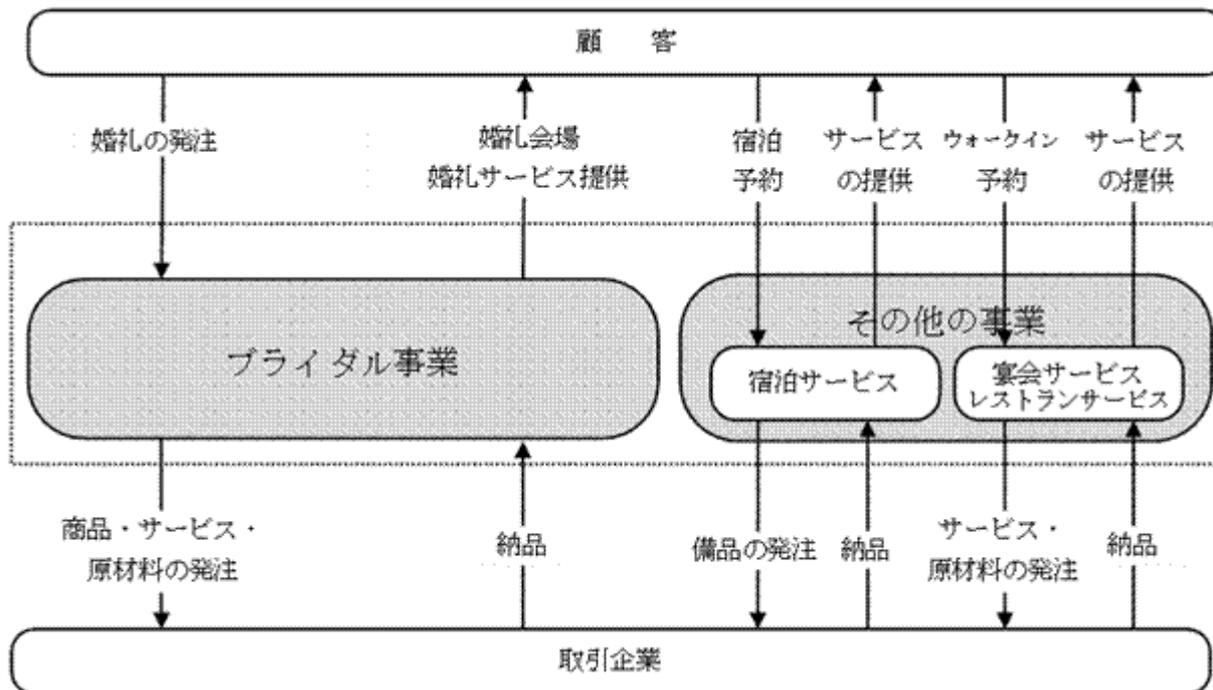
(2)その他の事業

当社は、挙式・披露宴施設と宿泊施設が一体となったブライダルホテル業態の施設の運営を通じて宿泊サービスの提供を行っております。客室においては、挙式・披露宴施設と同様にスタイリッシュなデザインながらも落ち着いた色調のインテリアを配した、くつろぎと心地よさをテーマとした空間を提供しており、都心の商業集積地やターミナル駅周辺を中心に、新郎新婦および挙式・披露宴に列席されるゲストとともに一般のビジネス客や観光客もターゲットとしております。

また、当社は、運営する施設において、挙式・披露宴の予約が入らない平日を中心に、施設の稼働率向上を目的として、主として法人を顧客とした、忘年会、新年会、歓送迎会、セミナー等の各種パーティの受注および運営を通じて宴会サービスの提供を行っております。

そのほか、レストラン業態の施設運営を通じて、レストランサービスの提供等を行っております。

下図は、当社の事業系統を図示したものであります。
[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

使用人数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
411(211)	30.4	1.9	3,985,031

(注) 1. 使用人数は常勤の従業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が当期中において121名増加しておりますが、これは新規出店等に伴う事業規模の拡大によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済状況は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とその後の福島第一原子力発電所の事故の影響を受けた経済活動に緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、欧州の債務危機を背景とする世界経済の下振れ懸念、円高の進行など、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような環境下、当社は「施設スタイルにこだわらない都市型ブライダルオペレーター」として、東京23区および政令指定都市に展開した挙式・披露宴施設の運営を継続してまいりました。

新規施設の出店については、大都市圏の認知度が高く、アクセス性の良い立地に合計4施設8バンケットをオープンいたしました。具体的には平成23年4月に専門式場スタイルである「ラグナヴェール NAGOYA」（栄駅事業所）、「ザ マグナス TOKYO」（銀座事業所）、「ラグナヴェール OSAKA」（堂島事業所）を、平成23年5月にレストランスタイルである「ラグナヴェール PREMIER」（大阪駅事業所）をそれぞれオープンいたしました。これらにより平成24年3月31日現在における当社の施設数は10施設、バンケット数は21バンケットとなっております。

また、大阪駅事業所において駅直結という利便性の高さを活かし、婚礼料理で培ったノウハウを注ぎ込んだ高価格帯フレンチレストランを開業いたしました。

新たなサービスの展開については、結婚式準備の作業効率化による新郎新婦の負担軽減やゲストによる挙式・披露宴づくりを行うことができるソーシャルメディアウェディングサービス「Anniversary Create（アニバーサリーークリエイト）」を開発し、平成23年9月より運用開始いたしました。

また、平成23年11月には平成24年6月開業予定の「シャルマンシーナ TOKYO」（表参道事業所）の受注活動を開始いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高10,732,873千円（前事業年度比55.9%増）、営業利益1,075,047千円（前事業年度比69.0%増）、経常利益1,015,906千円（前事業年度比70.3%増）、当期純利益659,849千円（前事業年度比87.8%増）となりました。

（注）大阪駅事業所は、レストランフロアをバンケットとして利用することを想定して3バンケットの挙式・披露宴施設としておりましたが、レストランとしての需要が高いこと等に鑑みて、2バンケットの施設と記載を変更いたしました。したがって、当事業年度における新規施設は4施設8バンケット、平成24年3月31日現在における当社の施設数を10施設、バンケット数を21バンケットと記載を変更しております。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は1,401,982千円となり、前事業年度末と比較して120,675千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は1,793,793千円（前事業年度比74.0%増）となりました。これは税引前当期純利益1,012,013千円及び減価償却費を873,563千円を計上したこと等が主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は1,575,632千円（前事業年度比29.5%減）となりました。これは新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出1,021,695千円、敷金及び保証金の差入による支出319,287千円があったこと等が主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は97,486千円（前事業年度は1,305,699千円の収入）となりました。これは設備投資に充当するための長期借入れによる収入985,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出960,057千円、割賦債務・リース債務の返済による支出146,419千円があったことが主な要因であります。

2【施行、受注及び販売の状況】

(1) 施行実績

当事業年度の挙式・披露宴施行件数の実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	施行件数(組)	前年同期比(%)
ブライダル事業	2,598	164.8

(注) 上記の施行件数には、小規模の式会(披露宴参加者30名未満)は含めておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注件数および残高の状況は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			
	受注件数 (組)	前年同期比 (%)	受注件数残高 (組)	前年同期比 (%)
ブライダル事業	3,564	147.8	1,623	114.1

(注) 上記の受注件数および受注件数残高には、小規模の式会(披露宴参加者30名未満)を含めております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ブライダル事業	10,003,423	157.2
その他の事業	729,450	140.6
合計	10,732,873	155.9

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. その他の事業は、宿泊サービス、宴会サービスおよびレストランサービスの売上等であります。

3【対処すべき課題】

(1) 現状認識について

当社がターゲット顧客層としている結婚適齢期人口の減少、未婚率の上昇、および他分野の事業会社の新規参入等、競合状況の激しいブライダルマーケットにおいて、当社が顧客からの支持を着実に獲得し、中長期的な企業の成長のための経営戦略を実行するために、以下のような課題に対処してまいります。

(2) 当面の対処すべき課題の内容、対処方針、および具体的な取組状況

競争力を有する立地での出店

当社は、拳式・披露宴施設の競争力は、その立地の集客力によって最も影響を受けるものと認識しており、継続的、安定的に集客が可能な立地に出店することが特に重要な経営課題であると認識しております。この課題に対応するため、東京23区および政令指定都市 新幹線停車駅がある人口30万人以上の都市を優先出店候補エリアとし、これら候補エリアに所在する若者層の認知度が高い商業集積駅、またはターミナル駅周辺に積極的な出店を継続してまいります。

人材の確保と育成

当社は、今後のさらなる事業拡大を目指す上で、優秀な人材の確保およびその人材の育成が重要な経営課題であると認識しております。人材確保においては、新卒採用および中途採用を積極的に実施し、当社の経営方針に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用と、従業員のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築が必要と考えております。人材の育成については、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出および対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに的確に対応できる接客力を向上させてまいります。

内部管理体制の充実

当社では、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、事業規模の拡大に対応した内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 少子化の影響について

厚生労働省「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」によりますと、今後18歳から34歳までの人口は、減少傾向にあると予測されており、同省の「人口動態調査」では、結婚適齢期である25歳から34歳までの年齢層が縮小傾向にあり、当社の属するブライダルマーケット全体の縮小が懸念されます。

当社は、今後も人口の減少が少ないと思われる東京23区および政令指定都市を中心に新店出店するとともに、マーケット動向を注視し事業を推進してまいります。マーケットが急激に縮小した場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合および新規参入について

当社が運営する挙式・披露宴施設と同一商圈に競合企業が複数参入するほか、異業種から資金力とブランド力を有する企業がブライダルマーケットに新規参入するなど、他社との競合状況が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店について

当社は、「施設スタイルにこだわらない都市型ブライダルオペレーター」として、多様化する顧客のニーズに対応するため、専門式場、ゲストハウス、ホテル、レストランの4つのスタイルの挙式・披露宴施設を特定のスタイルに偏らないよう出店する方針であります。出店候補地の選定に当たっては、東京23区および政令指定都市 新幹線停車駅がある人口30万人以上の都市、の順に優先順位を定め、出店候補地の立地、エリアマーケティングデータ、運営施設の採算性、人材確保、資金繰りおよび投資回収期間を総合的に勘案したうえで、出店候補地を決定し、新規出店を積極的に進めていく計画であります。

当社は、専門部署である店舗開発部を中心として、不動産デベロッパー、不動産投資ファンド運用会社、ゼネコン、総合商社等多岐にわたるルートから出店候補地の情報を収集し、出店のための条件交渉を行っておりますが、当社の出店条件に合致する候補地の契約が締結できなかった場合、または、出店に必要な資金を当社の計画通りに金融機関等から調達できなかった場合は、出店計画を変更する必要性が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規出店に際し、オープン準備期間に諸費用が先行して発生することにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 敷金および差入保証金について

当社は、賃借により出店を行うことを基本方針としており、挙式・披露宴施設の賃借時に敷金および保証金を差入っております。敷金及び差入保証金の残高は平成24年3月31日現在1,379,790千円となっており、総資産に占める比率は19.4%であります。

当社は、新規に出店する際の与信管理を徹底しておりますが、賃貸先のその後の財政状態の悪化等によって、敷金及び保証金の全部または一部が回収できなくなった場合には、当社の財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 挙式・披露宴施設の賃貸借契約が長期間であることについて

当社が当事業年度末現在において賃借している各施設の賃貸借契約の契約期間は、8年6ヶ月から20年の長期にわたっております。

原則として、賃貸借契約は契約期間満了まで継続する予定であります。施設の収益力の低下等の理由により当社の都合で賃貸借契約を中途解約する場合には、中途解約に伴う違約金等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 挙式・披露宴施設の改装費用について

当社の施設につきましては、出店商圈における顧客のニーズを調査するとともに、同一商圈における競合施設の出店スタイルや建物デザインおよび内装コンセプト等を調査することで、顧客のニーズに合致し、かつ競合との差別化を図ったデザインの施設づくりに注力しております。また、マーケットの変化による施設デザインの陳腐化や老朽化に備え、各施設は3～5年ごとに改装を行う計画であります。

しかしながら、マーケットの急激な変化等により、計画外の改装を行う場合は、改装費用や、改装に伴う臨時償却および固定資産除却損等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 減損会計について

当社の挙式・披露宴施設に係る設備について、施設の営業活動から生じる収益力が著しく低下することなどにより減損の認識がなされた場合、減損損失の計上により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 商品開発について

当社は顧客のこだわりに合わせてオーダーメイド型の婚礼サービスを提供しており、衣装、装花、引出物、料理、飲料、演出等において「施設の貸し切り感」、「オリジナル感」を重視したトータルプロデュースを実施しております。

しかしながら、顧客のニーズの変化に当社の商品開発が対応できない場合や、取引企業が当社の基準を満たす商品・サービスの提供ができない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 売上高の季節変動について

当社の売上高は、挙式・披露宴が春（3月から5月）、秋（9月から11月）に多く施行される傾向があることにより、当該期間の売上高が変動する可能性があります。

(10) 有利子負債依存度が高いことについて

当社は、これまで新規出店にかかる設備投資を、金融機関からの借入等により調達してまいりました。有利子負債残高、有利子負債依存度および支払利息の推移は下表のとおりであります。

今後は、営業活動によるキャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金等により、有利子負債依存度の改善を進め、財務体質の強化に努める方針ではありますが、挙式・披露宴施設の展開に伴い金融機関からの借入が増加し、金融情勢の変動により金利が大幅に上昇した場合には、当社の業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

	前事業年度末 平成23年3月31日現在	当事業年度末 平成24年3月31日現在
有利子負債残高（千円）	2,731,028	2,823,099
有利子負債依存度（％）	47.0	39.8
支払利息（千円）	51,030	65,824

- (注) 1. 有利子負債残高は、金融機関からの長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、リース債務、未払金および長期未払金の合計であります。
2. 有利子負債依存度は、有利子負債残高を総資産で除した数値を記載しております。

(11) 法的規制について

挙式・披露宴施設の建築・改装について

当社が運営する施設の建築・改装につきましては、建築基準法、消防法、下水道法等による規制を、宿泊施設を有する施設の建築・改装につきましては、旅館業法の規制を受けております。

当社は、施設の建築・改装にあたっては、行政当局や一級建築士等外部専門家の事前指導を受け、法令を遵守した建築・改装を行っておりますが、これらの法令に違反し、建築計画の遅れや施設の運営に支障が生じた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

衛生管理について

当社が運営する挙式・披露宴施設は、食品衛生法による規制を受けており、所轄の保健所より営業許可書を取得しております。また、各施設内の調理施設につき1名の食品衛生責任者を選任しており、館内清掃ならびに従業員に対する衛生管理教育を徹底するとともに、専門機関による定期的な衛生検査を実施することで、社内の衛生管理体制強化を図っております。

当社は、設立から現在に至るまで、食中毒の発生等で行政処分を受けた事例はありませんが、今後、食中毒等の衛生問題が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理について

当社では、挙式・披露宴および宿泊サービスの提供を通じて、顧客の個人情報を扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課せられております。

当社は、これら個人情報の適切な保護および管理を目的として「個人情報保護規程」を制定しており、個人情報が記載された書類やデータについては保管庫における施錠管理やパスワード管理により細心の注意をもって取り扱っておりますが、係る措置にもかかわらず不測の事態により個人情報が漏洩した場合は、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社および当社が運営する挙式・披露宴施設の信用が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 食材について

当社が運営する挙式・披露宴施設で提供する食材につきましては、安全性に重大な関心が払われている現在の状況から、安全で良質な食材を安定的に確保することが重要となっております。

しかしながら、食材の安全性が疑われる問題が生じ、海外からの食材輸入が規制された場合、あるいは需給関係の変動等により食材の市況が急激に変動した場合等、食材の安定的確保に支障が生じる状況になった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である岩本博は、創業者であると同時に設立以来当社の経営方針や事業戦略の決定等、事業推進において中心的な役割を担ってまいりました。

現在、当社では、事業規模の拡大に伴った権限の委譲ならびに役員および幹部社員による情報の共有化等を通じて経営組織の強化を図るなど、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、今後、何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人材確保と育成について

当社は、挙式・披露宴施設の展開のため、新卒採用および中途採用を実施し続けることが必要であると認識しており、積極的な採用活動を行っております。また、採用した人材に対しては、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出および対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することで、顧客ニーズに的確に対応できる人材の育成に努めております。

しかしながら、人材の確保、育成が計画通り進まなかった場合には、当社の事業展開および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) その他

配当政策について

当社は、平成20年3月期より当期純利益を計上しておりますが、挙式・披露宴施設の新規出店による事業規模の拡大および財務基盤の強化を目的として内部留保の確保を優先してきたこと等により、設立以来無配としております。これらの理由から平成24年3月期におきましても、配当については見送りとさせていただきます。

内部留保につきましては、施設の新規出店における設備および人材等への投資に充当し、一層の事業拡大を目指してまいります。

次期配当につきましては現時点では未定であります。今後の業績動向等を勘案して決定してまいります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に従って、平成19年3月26日開催の臨時株主総会決議、平成20年6月27日開催の定時株主総会決議、平成22年6月25日開催の定時株主総会決議および平成23年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき、当社役員および従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が権利行使された場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。平成24年3月31日現在、新株予約権による潜在株式数は272,800株であり、発行済株式総数3,784,500株の7.2%に相当しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与え、る見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当社の当事業年度末の総資産は7,099,126千円となり、前事業年度末と比較して1,284,588千円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が増加したこと、新規出店に伴う有形固定資産の取得、敷金及び保証金が増加したこと等によるものであります。

企業の安全性を示す自己資本比率は前事業年度末20.4%に対し当事業年度末は26.6%と6.2ポイント増加しております。また、支払能力を示す流動比率は前事業年度末57.7%に対し当事業年度末は54.8%と2.9ポイント減少しております。

(流動資産)

当事業年度末の流動資産は、1,735,623千円となり、前事業年度末と比較して221,422千円の増加となりました。これは主に現金及び預金の増加（前事業年度比114,175千円増加）によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産は、5,363,502千円となり、前事業年度末と比較して1,063,166千円の増加となりました。これは主に有形固定資産の増加（前事業年度比542,409千円増加）、敷金及び保証金の増加（前事業年度比318,625千円増加）によるものであります。

有形固定資産の増加は、栄駅事業所、銀座事業所、大阪駅事業所、堂島事業所の新設による建物および工具、器具及び備品等の取得が主な要因となっております。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債は、3,166,358千円となり、前事業年度末と比較して541,977千円の増加となりました。これは主に買掛金の増加（前事業年度比180,989千円増加）によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末の固定負債は、2,036,830千円となり、前事業年度末と比較して34,365千円の増加となりました。これは主に、資産除去債務の増加（前事業年度比185,226千円増加）によるものであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、1,895,937千円となり、前事業年度末と比較して708,246千円の増加となりました。これは主に当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加（前事業年度比659,849千円増加）によるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

売上高は、前事業年度比55.9%増の10,732,873千円となりました。

主な要因は、当事業年度にオープンした栄駅事業所、銀座事業所、大阪駅事業所、堂島事業所が好調に稼働したことによります。

(売上原価)

売上原価は、前事業年度比44.9%増の3,569,796千円となりました。

主な要因は、施行件数の増加に伴い仕入および外注費が増加したことによります。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前事業年度比60.9%増の6,088,029千円となりました。

主な要因は、従業員の増加に伴う人件費の増加、栄駅事業所、銀座事業所、大阪駅事業所、堂島事業所の稼働に伴う地代家賃、減価償却費の増加や広告宣伝費の増加などです。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は1,401,982千円となり、前事業年度末と比較して120,675千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は1,793,793千円（前事業年度比74.0%増）となりました。これは税引前当期純利益1,012,013千円及び減価償却費を873,563千円を計上したこと等が主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は1,575,632千円（前事業年度比29.5%減）となりました。これは新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出1,021,695千円、敷金及び保証金の差入による支出319,287千円があったこと等が主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は97,486千円（前事業年度は1,305,699千円の収入）となりました。これは設備投資に充当するための長期借入れによる収入985,000千円があった一方で、長期借入金の返済による支出960,057千円、割賦債務・リース債務の返済による支出146,419千円があったことが主な要因です。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、少子化や未婚率の上昇等により、ブライダルマーケット全体が縮小すること、他社との競合状況が激化し、挙式・披露宴の受注が計画通り進捗しないこと、当社の出店条件に合致する候補地の契約が締結できない等の理由で、出店計画が変更となること等が挙げられます。

当社におきましては、内製化事業の推進や、店舗開発部による出店候補地情報の収集を継続して行い、より効率的な挙式・披露宴施設の運営や、顧客満足度の高いサービスの提供を行うとともに、出店立地や施設スタイル等においても競合企業との差別化を図り、係る影響を最小限に抑える努力をしております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、「施設スタイルにこだわらない都市型ブライダルオペレーター」として、東京23区および政令指定都市において立地や出店エリアの顧客ニーズ等を考慮し、様々なスタイルの直営挙式・披露宴施設を運営しており、今後も同様に新規出店を継続的に行うことで、長期的な増収を目指しております。

また、挙式・披露宴で提供される商品・サービスにおいて、顧客ニーズの変化に対応した開発を継続すること、ならびに、接客ノウハウの共有や定期的な社内研修の実施により従業員の接客力を高めることで、顧客満足度の向上を目指しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、顧客の需要に応えるため、挙式・披露宴施設の増強を中心に総額1,354,654千円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、「ラグナヴェール NAGOYA」（栄駅事業所）、「ザ マグナス TOKYO」（銀座事業所）、「ラグナヴェール PREMIER」（大阪駅事業所）、「ラグナヴェール OSAKA」（堂島事業所）の新設に伴う工事代、基幹システム導入費であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物及び構 築物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
神戸事業所 (神戸市東灘区)	挙式・披露宴施設	574,989	- (-)	13,098	6,220	594,308	26 (4)
青山事業所 (東京都港区)	挙式・披露宴施設	77,066	- (-)	-	2,308	79,375	12 (13)
広尾事業所 (東京都港区)	挙式・披露宴施設	40,034	- (-)	-	3,734	43,769	14 (7)
栄事業所 (名古屋市中区)	挙式・披露宴・ 宿泊施設	97,110	- (-)	6,795	20,145	124,052	40 (9)
新横浜事業所 (横浜市港北区)	挙式・披露宴・ 宿泊施設	264,593	- (-)	7,773	51,179	323,546	43 (10)
八重洲事業所 (東京都中央区)	挙式・披露宴施設	263,618	- (-)	2,195	25,379	291,193	28 (3)
栄駅事業所 (名古屋市中区)	挙式・披露宴施設	228,569	- (-)	-	32,096	260,665	12 (9)
銀座事業所 (東京都中央区)	挙式・披露宴施設	232,056	- (-)	-	37,895	269,952	13 (8)
大阪駅事業所 (大阪市北区)	挙式・披露宴施設	494,215	- (-)	-	57,518	551,733	37 (5)
堂島事業所 (大阪市北区)	挙式・披露宴施設	707,398	- (-)	-	78,647	786,045	27 (6)
表参道事業所 (東京都港区)	開業準備室	2,154	- (-)	-	1,756	3,910	9 (-)
本社 (東京都港区)	統括業務施設	8,135	- (-)	17,102	170,513	195,750	79 (3)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、器具備品、一括償却資産を含んでおります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

3. 賃貸借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
青山事業所 (東京都港区)	拳式・披露宴施設	72,659
広尾事業所 (東京都港区)	拳式・披露宴施設	80,697
栄事業所 (名古屋市中区)	拳式・披露宴・宿泊施設	247,800
新横浜事業所 (横浜市港北区)	拳式・披露宴・宿泊施設	304,731
八重洲事業所 (東京都中央区)	拳式・披露宴施設	370,269
栄駅事業所 (名古屋市中区)	拳式・披露宴施設	52,200
銀座事業所 (東京都中央区)	拳式・披露宴施設	90,745
大阪駅事業所 (大阪市北区)	拳式・披露宴施設	100,000 (注)
堂島事業所 (大阪市北区)	拳式・披露宴施設	180,000
表参道事業所 (東京都港区)	拳式・披露宴施設	306,000

(注) この他に年払歩合賃料の取決めがあります。

4. 上記のほか、リース契約による賃借設備は、次のとおりであります。

平成24年3月31日現在

名称	数量(件)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
厨房設備等	3	5	7,632	3,076

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社の当事業年度末現在における重要な設備の新設の計画は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完了予定		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
表参道事業所 (東京都渋谷区)	拳式・披露 宴施設	(注) 990,000	73,426	自己資金お よび借入金	平成23年 2月	平成24年 5月	3バンケッ ト
天神事業所(仮) (福岡県福岡市)	拳式・披露 宴施設	1,000,000	-	自己資金お よび借入金	平成24年 12月	平成25年 4月	3バンケッ ト

(注) 投資予定額を当初の852,000千円から990,000千円に計画を変更しております。

(2) 重要な改修

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完了予定		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
八重洲事業所 (東京都中央区)	拳式・披露 宴施設	800,000	-	自己資金お よび借入金	平成24年 7月	平成24年 11月	2バンケッ ト

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,784,500	3,804,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主 としての権利内容に何ら限定 のない当社における標準とな る株式であります。 また、1単元の株式数は100 株となっております。
計	3,784,500	3,804,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年3月26日臨時株主総会決議（平成19年9月26日取締役会）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	392	232
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,200(注)1	23,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750(注)2	750(注)2
新株予約権の行使期間	自平成21年9月27日 至平成29年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、払込価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

対象者は、権利行使時において、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合は、この限りではありません。

対象者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と各対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

平成20年6月27日定時株主総会決議（平成20年10月15日取締役会）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	355	350
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,500(注)1	35,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750(注)2	750(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年11月1日 至平成29年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

平成20年6月27日定時株主総会決議（平成21年3月27日取締役会）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	123	93
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,300(注)1	9,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750(注)2	750(注)2
新株予約権の行使期間	自平成23年4月1日 至平成29年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使は、できないものとします。

平成22年6月25日定時株主総会決議（平成22年10月4日取締役会）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	498	493
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,800(注)1	49,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	551(注)2	551(注)2
新株予約権の行使期間	自平成24年10月7日 至平成29年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 551 資本組入額 276	発行価格 551 資本組入額 276
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式数に係る発行済株式総数から当社普通株式数に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではないものとします。

新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することはできないものとします。

平成23年6月24日定時株主総会決議（平成23年7月26日取締役会）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	860	860
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86,000(注)1	86,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,004(注)2	1,004(注)2
新株予約権の行使期間	自平成25年8月16日 至平成33年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,004 資本組入額 502	発行価格 1,004 資本組入額 502
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 当社が普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件は、本新株予約権の発行要項および本新株予約権の割当を受けた者と締結された新株予約権割当契約書の定めによるものとします

平成23年6月24日定時株主総会決議（平成23年7月26日取締役会）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	400	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)1	40,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901(注)2	901(注)2
新株予約権の行使期間	自平成26年7月1日 至平成33年8月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901 資本組入額 451	発行価格 901 資本組入額 451
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件は、本新株予約権の発行要項および本新株予約権の割当を受けた者と締結された新株予約権割当契約書の定めによるものとします。

平成23年6月24日定時株主総会決議（平成24年3月28日取締役会）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)1	10,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,344(注)2	2,344(注)2
新株予約権の行使期間	自平成26年3月31日 至平成33年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,344 資本組入額 1,172	発行価格 2,344 資本組入額 1,172
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件は、本新株予約権の発行要項および本新株予約権の割当を受けた者と締結された新株予約権割当契約書の定めによるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年11月15日 (注)1	200	30,700	7,500	280,750	7,500	238,750
平成21年10月16日 (注)2	3,039,300	3,070,000	-	280,750	-	238,750
平成22年3月5日 (注)3	660,000	3,730,000	197,340	478,090	197,340	436,090
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)4	54,500	3,784,500	20,437	498,527	20,437	456,527

(注)1. 有償第三者割当を行っております。

発行株式：200株 発行価格：75,000円 資本組入額：37,500円

割当先は、サムティ株式会社であります。

2. 株式分割1：100によるものであります。

3. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 650円

引受価額 598円

資本組入額 299円

払込金総額 394,680千円

4. 新株予約権（ストックオプション）の行使による増加であります。

5. 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間に、新株予約権（ストックオプション）の行使により、発行済株式総数が19,500株、資本金および資本準備金がそれぞれ7,312千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	16	10	26	1	915	974	-
所有株式数(単元)	-	2,629	1,267	4,106	2,566	2	27,267	37,837	800
所有株式数の割合(%)	-	6.95	3.35	10.86	6.79	0.01	72.07	100	-

(注) 自己株式202株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に2株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
岩本 博	川崎市中原区	1,000,000	26.42
有限会社ブックス	川崎市中原区下小田中4丁目17-13-408	400,000	10.56
澁田 隆一	東京都目黒区	320,000	8.45
SBI・リアル・インキュベーション 1号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木1丁目6-1	175,000	4.62
無限責任組合員 SBIイン ベストメント株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	107,900	2.85
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	65,900	1.74
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)			
岩本 眞弓	川崎市中原区	60,000	1.58
片山 晃	東京都千代田区	54,500	1.44
高橋 新	大阪府門真市	52,100	1.37
安藤 義久	岡山県赤磐市	46,100	1.21
計	-	2,281,500	60.29

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,783,500	37,835	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	3,784,500	-	-
総株主の議決権	-	37,835	-

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エスクリ	港区南青山三丁目2番5号 南青山シティビル	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行する方法によるものであります。
当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成19年3月26日臨時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年3月26日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役1名 当社の監査役2名 当社の従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、払込価額を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(平成20年6月27日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成20年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成20年10月15日取締役会)

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役1名 当社の監査役1名 当社の従業員30名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(平成21年3月27日取締役会)

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(平成22年10月4日取締役会)

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員42名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(平成23年7月26日取締役会)

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役1名 当社の従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(平成24年3月28日取締役会)

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(平成24年6月26日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役および従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成24年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員および取締役(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	50,000株を上限とする(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 付与対象者の人数の詳細は、別途取締役会で決定します。

2. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の後、当社が普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

3. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

4. 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日を始期として平成34年6月25日まで
5. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
6. 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7条に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	17	16,745
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価格の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	202	-	202	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績および財政状態を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当および中間配当ともに取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、引続き財政基盤の強化と将来の挙式・披露宴施設の新規出店における設備および人材等への投資に充当のため、内部留保を優先することから、配当につきましては見送りとさせていただきます。今後におきましては、株主の皆様のご期待に沿えるよう努力をしておりますので、引続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、「毎年9月30日を配当基準日として、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる」旨についても定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	-	-	1,013	1,298	2,454
最低(円)	-	-	624	472	733

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成22年3月5日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	1,396	1,399	1,849	1,906	1,860	2,454
最低(円)	960	1,122	1,328	1,580	1,650	1,790

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	執行役員社長	岩本 博	昭和40年7月29日生	平成元年4月 サントリー株式会社入社 平成3年5月 株式会社リクルート入社 平成15年6月 当社設立 当社代表取締役社長就任 平成22年7月 当社代表取締役兼執行役員社長就任(現任)	(注3)	1,000,000
取締役	上級執行役員 管理本部管掌 兼管理本部長	杉山 慎一郎	昭和49年2月20日生	平成9年4月 特種製紙株式会社(現特種東 海製紙株式会社)入社 平成13年8月 パシフィックマネジメント株 式会社(現パシフィックホー ルディングス株式会社)入社 平成20年4月 当社入社 平成22年7月 当社執行役員管理本部長就任 平成23年6月 当社取締役兼上級執行役員管 理本部管掌兼管理本部長就任 (現任)	(注3)	-
取締役	上級執行役員 事業本部管掌 兼事業本部長	安藤 正樹	昭和55年9月26日生	平成13年11月 有限会社ドリコム(現:株式 会社ドリコム)入社 平成15年3月 同社取締役就任 平成21年4月 当社入社 平成23年6月 執行役員事業本部長就任 平成24年6月 当社取締役兼上級執行役員事 業本部管掌兼事業本部長就任 (現任)	(注3)	20,000
取締役		濱田 清仁	昭和32年11月30日生	昭和60年10月 監査法人サンワ事務所(現有 限責任監査法人トーマツ)入 所 平成元年4月 公認会計士登録 平成10年2月 税理士登録 平成10年4月 よつば総合会計事務所開設 パートナー就任(現任) 平成18年7月 グリー株式会社監査役就任 (現任) 平成19年6月 株式会社キトー監査役就任 (現任) 平成23年6月 当社取締役就任(現任)	(注3)	-
常勤監査役		重田 光男	昭和24年4月26日生	昭和48年4月 株式会社三和銀行(現株式会 社三菱東京UFJ銀行)入行 平成15年7月 株式会社ベストプライダル入 社 平成18年11月 当社入社 平成18年12月 当社取締役就任 平成20年6月 当社取締役退任 平成21年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注4)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		秋山 逸郎	昭和26年9月21日生	昭和50年4月 兵庫相互銀行(現みなと銀行)入行 昭和62年2月 ウチダエスコ株式会社入社 平成13年8月 株式会社アニメイト入社 平成19年12月 当社入社 平成23年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注5)	-
監査役		塚越 貞	昭和22年9月24日生	昭和46年4月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成16年6月 株式会社コーヨー通商入社 平成17年3月 株式会社コネクト入社 平成19年6月 当社常勤監査役就任 平成23年6月 当社監査役(非常勤)就任(現任)	(注4)	-
監査役		唐樋 和明	昭和30年8月17日生	昭和53年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成12年10月 株式会社マツモトキヨシ入社 平成15年6月 同社取締役就任 平成19年10月 株式会社フージャースコーポレーション入社 平成21年6月 当社監査役(非常勤)就任(現任)	(注4)	-
計						1,020,000

- (注) 1. 濱田清仁は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役塚越貞、唐樋和明は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成24年6月26日開催の定時株主総会から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 平成21年10月15日開催の臨時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
5. 平成23年6月24日開催の定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、顧客、株主、取引先、社員、社会というすべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることが企業価値を持続的に向上させていくことであると考えております。そのためには、経営の効率性と透明性を確保し、健全性の高い組織を構築することが必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスに対する取り組みが極めて重要であると考えております。そのため、当社は、社員全員が当社の基本的な価値観や倫理観を共有するために「企業行動規範」を制定し、周知徹底を図っております。

さらに、当社は、経営の効率性を確保するため、企業の成長による事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織部門の効率的な運営および責任体制の確立を図っております。

また、経営の透明性を確保するため、監査役会による取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実し、迅速かつ適正な情報開示を実現すべく施策を講じております。

今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現および企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

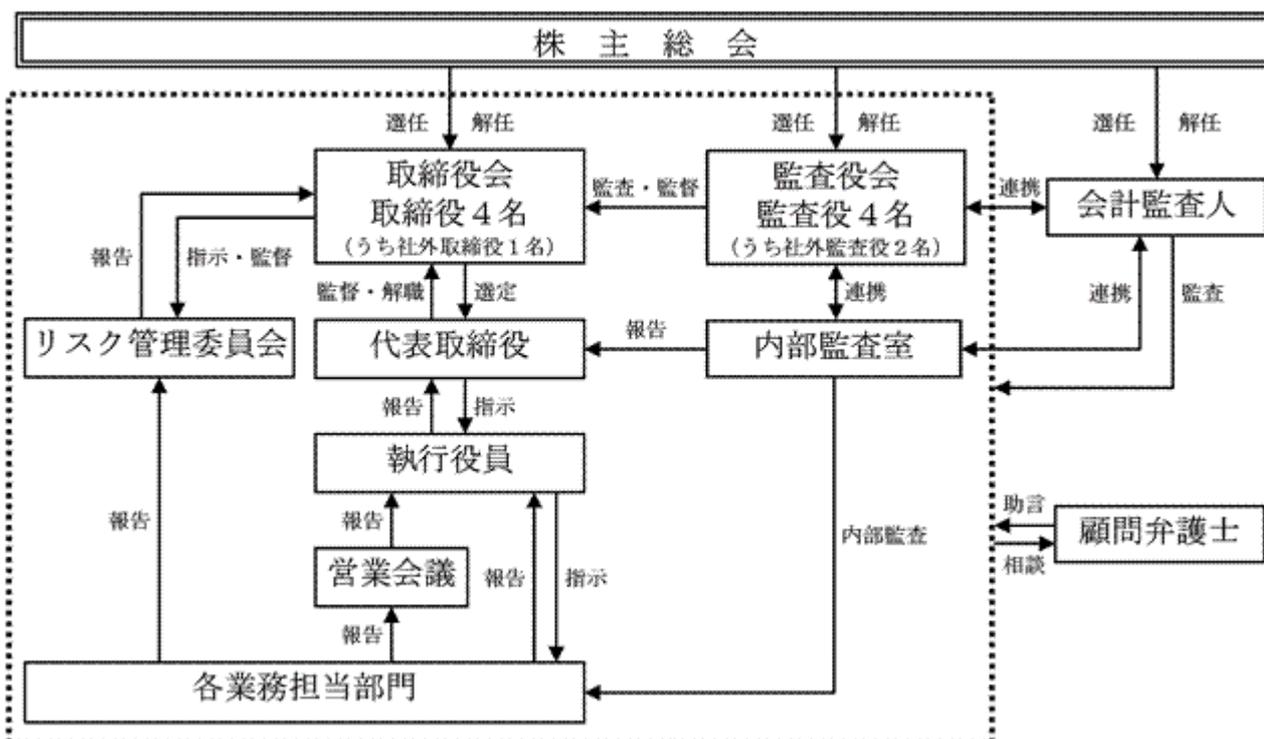
当社は、監査役制度を採用しております。当社では、取締役会において経営上の重要な事項の意思決定ならびに業務執行の意思決定を行っており、取締役会および監査役会により業務執行の監督および監視を行っております。なお、取締役会は4名（うち1名は社外取締役）、監査役会は4名（うち2名は社外監査役）で構成しております。

社外取締役1名と社外監査役2名は、各自の経験や見識に基づいた意見を積極的に取締役会で発言するだけでなく、各自が監督機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

また、代表取締役直轄の独立機関として内部監査室を設置し、担当者1名が専任しております。

(現状の体制を採用している理由)

当社がこのような体制を採用している理由は、経営の透明性を確保するため、社外取締役および社外監査役の各自の経験と見識に基づいた監督機能をもつことにくわえ、監査役会による各取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款および当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能を充実させることが、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現および企業価値の向上につながると考えているためであります。



ロ．会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の効率性、迅速性を高めることを目的として、取締役会を4名の少人数で構成しております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、取締役4名のほか監査役4名が出席し、法令、定款および当社諸規程に基づき、経営方針等の決定、経営に関する重要事項の決議および業務の進捗状況の報告を行っております。

また、当社は監査役会を設置しており、社外監査役2名を含む4名の監査役（うち常勤監査役2名）で構成しております。監査役は取締役会およびその他の社内会議に出席するほか、各取締役および重要な使用人との面談および各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

さらに社外取締役および監査役は、経理部および総務部とともに、当社の内部統制の有効性ならびに妥当性を確保するため、社内諸規程により、当社の状況に応じて必要な管理を行っております。

これらの内部統制が有効に機能していることを、内部監査室が内部監査計画に基づく定期監査および必要に応じて実施する特別監査を通じて確認しております。

なお、当社は、執行役員制度を導入し、取締役による「意思決定・監督機能」と執行役員による「業務執行機能」を分離することで、意志決定の迅速化と業務執行体制の強化を図っております。

業務執行の迅速性を高めることを目的として、営業会議を毎月1回定期的に開催しております。営業会議は、執行役員、常勤監査役およびゼネラルマネージャーが出席しており、業務の進捗状況の報告および確認が行われております。

当社の内部統制システムといたしましては、以下の内容のとおり取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、この基本方針に基づいて、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限および業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア) 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。

イ) 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

ウ) 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規定を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。

エ) 取締役の業務執行が法令・定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

オ) 内部監査を担当する部署を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。

カ) 取締役および使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合、社内通報規程に従い報告する。

キ) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会直属の機関であるリスク管理委員会を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、危機管理規程に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役の職務の執行が、効率的に行われていることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論・審議にあたる。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と協議を行い決定する。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、会社に重要な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
7. その他監査役の監査が実行的に行われていることを確保するための体制
監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。会計監査人および管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

八. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理および遵守指針としての行動指針を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁を掲げております。社内体制としましては、反社会的勢力からの接触に対する対応部署を設け、マニュアルの整備および周知徹底ならびに警視庁管内特殊暴力防止対策連合会および管轄警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、これらの主催する講習会等にも参加し、反社会的勢力に関する最新情報を収集し、組織的に適切な処置をとる体制を整えております。

二. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制につきましては、「危機管理規程」に基づき、取締役会直属の機関としてリスク管理委員会を設置しており、各業務担当部門と密な連携をとることで、リスクの早期発見と未然防止を図っておりますが、緊急事態の発生に際しては、すみやかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に処理するとともに、被害を最小限にするための体制を整備しております。

また、会社の存続に関わる事案等、特定の緊急事態の発生時には、代表取締役を委員長とする対策委員会を設置して、対応策を講じる体制となっております。

また、当社は、弁護士、司法書士、社会保険労務士および税理士と顧問契約を締結することにより、重要な契約、法的判断およびコンプライアンスに関する事項について、必要に応じて指導、助言を受ける体制を整えております。

内部監査および監査役監査、会計監査の状況

内部監査につきましては、社内諸規程に基づき内部統制の必要な管理を行っている、全部門を対象に会計監査および業務監査を実施しており、内部統制の有効性および業務の執行状況について、社内諸規程やコンプライアンス面から監査を行っております。監査結果の報告を代表取締役に行い、内部監査で発見された問題点に基づき改善指示がなされた場合には、フォローアップ内部監査の実施により、改善状況の確認を随時行っております。

監査役監査につきましては、監査役が取締役会およびその他の社内会議に出席するほか、各取締役および重要な使用人との面談および各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

また、監査役会は、内部監査室から内部監査の状況に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

さらに、監査役、会計監査人および内部監査室による四半期に一度の定期的な会合の開催により、監査の実効性および効率性の向上に努めております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けており、平成21年10月15日開催の株主総会において同監査法人を会計監査人に選任いたしました。また、通常の財務諸表に対する会計監査に加え、内部統制の整備・運用・評価についても随時指導・助言を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 水上 亮比呂

指定有限責任社員 業務執行社員 早稲田 宏

(注) 継続監査年数につきましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他3名

(注) その他は、会計士補等であります。

社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役濱田清仁氏との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係はありません。公認会計士ならびに税理士として財務および会計ならびに税務に精通しており豊富な知見を有していることから社外取締役に選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外監査役塚越貞氏は、当社の新株予約権を50個所有しておりますが、当社との間に人的関係、取引関係はありません。長年にわたり国内の金融機関等において財務や経理をはじめとする幅広い業務の豊富な経験と知見を有していることから、社外監査役に選任しております。

社外監査役唐樋和明氏との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係はありません。長年にわたり資金調達、M&Aをはじめとする幅広い業務の経験を有しており、財務および会計に関する知見を有していることから社外監査役として選任しております。

当社は社外取締役および社外監査役を選任することで、経営への監視機能を強化しております。その経験・知識等を活用した、社外取締役および社外監査役による独立・公正な立場からの、取締役の職務執行に対する監視機能が十分に期待できることから、現状の体制としております。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役除く。)	77,100	77,100	697	-	-	4
監査役 (社外監査役除く。)	10,500	10,500	-	-	-	2
社外役員	11,400	11,400	-	-	-	4

(注) 当事業年度末現在の人数は、取締役4名、監査役4名であります。

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

ニ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役および各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

取締役の員数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

ロ．中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

ハ．剰余金の配当

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

ニ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
22,000	1,200	22,000	5,500

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(当事業年度)

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、基幹システム導入に関する助言・指導業務、内部統制構築に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素を勘案し、また、当社の事業規模等を考慮して監査報酬額を決定しております。

なお、監査報酬の決定にあたっては、監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,287,807	1,401,982
売掛金	14,013	27,745
原材料及び貯蔵品	26,276	42,534
前払費用	110,081	156,096
繰延税金資産	56,616	93,199
その他	19,862	14,866
貸倒引当金	455	802
流動資産合計	1,514,201	1,735,623
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,449,627	3,010,403
構築物(純額)	55,644	47,537
車両運搬具(純額)	0	207
工具、器具及び備品(純額)	217,467	363,959
リース資産(純額)	49,756	46,009
建設仮勘定	1,241,190	87,978
有形固定資産合計	<u>1</u> 3,013,687	<u>1</u> 3,556,096
無形固定資産		
商標権	2,469	2,004
ソフトウェア	15,302	156,439
リース資産	7,194	3,503
その他	39,062	16,208
無形固定資産合計	64,028	178,156
投資その他の資産		
出資金	30	30
長期前払費用	90,901	84,648
敷金及び保証金	<u>2</u> 1,061,165	<u>2</u> 1,379,790
繰延税金資産	69,298	164,630
その他	1,225	150
投資その他の資産合計	1,222,620	1,629,250
固定資産合計	<u>4,300,336</u>	<u>5,363,502</u>
資産合計	<u>5,814,537</u>	<u>7,099,126</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	257,613	438,602
1年内返済予定の長期借入金	² 873,678	² 965,100
リース債務	82,295	89,352
未払金	355,419	448,547
未払費用	182,593	340,166
未払法人税等	214,750	351,318
未払消費税等	50,945	17,290
前受金	544,585	454,326
預り金	59,037	61,038
前受収益	3,450	556
その他	12	60
流動負債合計	2,624,381	3,166,358
固定負債		
長期借入金	² 1,532,437	² 1,465,958
リース債務	177,496	98,661
長期未払金	28,764	130,834
資産除去債務	156,150	341,376
その他	107,617	-
固定負債合計	2,002,465	2,036,830
負債合計	4,626,847	5,203,189
純資産の部		
株主資本		
資本金	478,090	498,527
資本剰余金		
資本準備金	436,090	456,527
資本剰余金合計	436,090	456,527
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	272,367	932,216
利益剰余金合計	272,367	932,216
自己株式	109	126
株主資本合計	1,186,437	1,887,145
新株予約権	1,253	8,792
純資産合計	1,187,690	1,895,937
負債純資産合計	5,814,537	7,099,126

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	6,883,334	10,732,873
売上原価	2,464,098	3,569,796
売上総利益	4,419,235	7,163,077
販売費及び一般管理費	¹ 3,783,162	¹ 6,088,029
営業利益	636,073	1,075,047
営業外収益		
受取利息	333	223
受取賃貸料	6,810	8,562
協賛金収入	3,399	5,122
その他	3,556	4,367
営業外収益合計	14,098	18,275
営業外費用		
支払利息	51,030	65,824
その他	2,486	11,591
営業外費用合計	53,516	77,416
経常利益	596,655	1,015,906
特別利益		
固定資産売却益	² 314	-
特別利益合計	314	-
特別損失		
固定資産売却損	-	³ 124
固定資産除却損	⁴ 3,287	⁴ 3,768
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	34,380	-
特別損失合計	37,667	3,893
税引前当期純利益	559,301	1,012,013
法人税、住民税及び事業税	292,016	484,079
法人税等調整額	84,091	131,914
法人税等合計	207,925	352,164
当期純利益	351,376	659,849

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
材料費			584,837	23.7	842,541	23.6
労務費			377,206	15.3	813,986	22.8
外注費			1,397,595	56.7	1,747,492	49.0
経費			104,458	4.3	165,776	4.6
売上原価			2,464,098	100.0	3,569,796	100.0

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	478,090	478,090
当期変動額		
新株の発行	-	20,437
当期変動額合計	-	20,437
当期末残高	478,090	498,527
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	436,090	436,090
当期変動額		
新株の発行	-	20,437
当期変動額合計	-	20,437
当期末残高	436,090	456,527
資本剰余金合計		
当期首残高	436,090	436,090
当期変動額		
新株の発行	-	20,437
当期変動額合計	-	20,437
当期末残高	436,090	456,527
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	79,009	272,367
当期変動額		
当期純利益	351,376	659,849
当期変動額合計	351,376	659,849
当期末残高	272,367	932,216
利益剰余金合計		
当期首残高	79,009	272,367
当期変動額		
当期純利益	351,376	659,849
当期変動額合計	351,376	659,849
当期末残高	272,367	932,216
自己株式		
当期首残高	-	109
当期変動額		
自己株式の取得	109	16
当期変動額合計	109	16
当期末残高	109	126

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	835,170	1,186,437
当期変動額		
新株の発行	-	40,875
当期純利益	351,376	659,849
自己株式の取得	109	16
当期変動額合計	351,266	700,707
当期末残高	1,186,437	1,887,145
新株予約権		
当期首残高	-	1,253
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,253	7,538
当期変動額合計	1,253	7,538
当期末残高	1,253	8,792
純資産合計		
当期首残高	835,170	1,187,690
当期変動額		
新株の発行	-	40,875
当期純利益	351,376	659,849
自己株式の取得	109	16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,253	7,538
当期変動額合計	352,520	708,246
当期末残高	1,187,690	1,895,937

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	559,301	1,012,013
減価償却費	401,175	873,563
長期前払費用償却額	1,206	18,000
貸倒引当金の増減額（は減少）	389	346
受取利息及び受取配当金	333	223
支払利息	51,030	65,824
固定資産売却損益（は益）	314	124
固定資産除却損	3,287	3,768
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	34,380	-
売上債権の増減額（は増加）	1,553	13,732
たな卸資産の増減額（は増加）	14,655	16,257
前払費用の増減額（は増加）	25,489	40,895
仕入債務の増減額（は減少）	42,320	180,989
前受金の増減額（は減少）	204,656	90,258
未払消費税等の増減額（は減少）	18,886	33,655
預り金の増減額（は減少）	26,221	2,000
未払金の増減額（は減少）	73,772	81,158
未払費用の増減額（は減少）	65,018	157,573
未収入金の増減額（は増加）	8,003	1,508
その他	13,068	27,565
小計	1,362,832	2,229,413
利息及び配当金の受取額	333	223
利息の支払額	71,560	81,308
法人税等の支払額	260,594	354,535
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,031,011	1,793,793
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	6,500
有形固定資産の取得による支出	1,658,944	1,021,695
無形固定資産の取得による支出	47,665	146,811
敷金及び保証金の差入による支出	419,896	319,287
敷金及び保証金の回収による収入	1,478	662
預り保証金の返還による支出	20,000	95,000
長期前払費用の取得による支出	90,000	-
その他	314	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,234,713	1,575,632
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,865,000	985,000
長期借入金の返済による支出	457,372	960,057
株式の発行による収入	-	40,875
割賦債務・リース債務の返済による支出	91,696	146,419
自己株式の取得による支出	109	16
株式公開費用の支出	9,735	-
株式の発行による支出	386	-
手数料の支払額	-	16,867
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,305,699	97,486
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	101,997	120,675
現金及び現金同等物の期首残高	1,179,309	1,281,307
現金及び現金同等物の期末残高	1,281,307	1,401,982

【重要な会計方針】

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）については定額法を、それ以外は定率法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地権契約による借地上の建物、および賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、および賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～20年

構築物 6年～20年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めて算定しております。

また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の数値は、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,032,945千円	1,862,073千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
敷金及び保証金	200,000千円	200,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	112,500千円	187,500千円
長期借入金	337,500	403,125
計	450,000	590,625

3 当社は運転資金及び事業所設備資金の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約等を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末のコミットメントライン契約等による借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
コミットメントライン契約等の総額	- 千円	1,600,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	1,600,000

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度83%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度17%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
広告宣伝費	414,217千円	673,285千円
給料手当	745,003	1,136,534
地代家賃	949,501	1,438,596
減価償却費	357,222	795,261

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
車両運搬具	314千円	- 千円

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
工具、器具及び備品	- 千円	124千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
建物	2,301千円	680千円
工具、器具及び備品	392	731
有形リース資産	-	870
ソフトウェア	593	182
無形リース資産	-	1,305
計	3,287	3,768

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,730,000	-	-	3,730,000
合計	3,730,000	-	-	3,730,000
自己株式				
普通株式(注)	-	185	-	185
合計	-	185	-	185

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加185株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストックオプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	1,253
	合計	-	-	-	-	-	1,253

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	3,730,000	54,500	-	3,784,500
合計	3,730,000	54,500	-	3,784,500
自己株式				
普通株式（注）2	185	17	-	202
合計	185	17	-	202

（注） 1. 普通株式の発行済株式総数の増加54,500株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加17株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	平成23年新株予約権（注） 1, 2	普通株式	-	40,000	-	40,000	1,680
	ストックオプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	7,112
	合計	-	-	-	-	-	8,792

（注） 1. 平成23年新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権発行によるものであります。

2. 平成23年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
現金及び預金勘定	1,287,807千円	1,401,982千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	6,500	-
現金及び現金同等物	1,281,307	1,401,982

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、厨房機器およびサーバー等(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

主として、人事管理システム等のソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、リース取引開始日が改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前事業年度(平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	144,942	121,125	23,817
ソフトウェア	2,800	2,193	606
合計	147,742	123,318	24,423

(単位：千円)

	当事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	64,785	61,515	3,269
ソフトウェア	2,800	2,753	46
合計	67,585	64,269	3,315

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	24,048	3,821
1年超	3,821	-
合計	27,869	3,821

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	38,303	24,973
減価償却費相当額	32,318	21,042
支払利息相当額	3,125	994

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法を適用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	557,607	867,227
1年超	3,766,742	5,494,918
合計	4,324,350	6,362,146

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にプライダル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務経理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、財務経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務等は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、新規資金の調達時に見直し検討しております。これらの営業債務、借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務等は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成23年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,287,807	1,287,807	-
(2) 売掛金	14,013	14,013	-
(3) 敷金及び保証金	1,061,165	872,729	188,436
資産計	2,362,985	2,174,549	188,436
(1) 買掛金	257,613	257,613	-
(2) 未払法人税等	214,750	214,750	-
(3) 未払消費税等	50,945	50,945	-
(4) 預り金	59,037	59,037	-
(5) 長期借入金 1	2,406,115	2,417,505	11,390
(6) リース債務 2	259,792	265,733	5,941
(7) 長期未払金 3	384,183	384,260	77
負債計	3,632,437	3,736,529	908

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,401,982	1,401,982	-
(2) 売掛金	27,745	27,745	-
(3) 敷金及び保証金	1,379,790	1,130,238	249,552
資産計	2,809,519	2,559,966	249,552
(1) 買掛金	438,602	438,602	-
(2) 未払法人税等	351,318	351,318	-
(3) 未払消費税等	17,290	17,290	-
(4) 預り金	61,038	61,038	-
(5) 長期借入金 1	2,431,058	2,439,122	8,064
(6) リース債務 2	188,013	187,663	349
(7) 長期未払金 3	579,381	565,486	13,895
負債計	4,066,702	4,060,522	6,180

- 1 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。
- 2 リース債務（流動）は、リース債務に含めております。
- 3 未払金は、長期未払金に含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレート等利率で割引いた現在価値によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払法人税等、(3)未払消費税等、(4)預り金

これらの時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金、(6)リース債務、(7)長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 満期のある金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,287,807	-	-	-
売掛金	14,013	-	-	-
敷金及び保証金	-	137,347	66,186	857,631

当事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,401,982	-	-	-
売掛金	27,745	-	-	-
敷金及び保証金	142	166,442	135,650	1,077,555

(注3) 長期借入金、リース債務および長期未払金の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成24年3月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上原価の株式報酬費	13	9
販売費及び一般管理費の株式報酬費	1,975	5,849

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名 当社の監査役 2名 当社の従業員21名	当社の取締役 1名 当社の監査役 1名 当社の従業員30名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 104,400株	普通株式 67,700株
付与日	平成19年 9月27日	平成20年10月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、原則として行使時に被付 与者が当社ならびに当社子会社の 取締役、監査役および従業員の地位 を保有していることを要します。 その他、細目については、当社と付 与対象者との間で締結する「新株 予約権割当契約」に定めておりま す。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	同左
権利行使期間	自 平成21年 9月27日 至 平成29年 3月26日	自 平成22年11月 1日 至 平成29年 3月26日

	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員15名	当社の従業員42名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 25,300株	普通株式 55,300株
付与日	平成21年3月31日	平成22年10月6日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成23年4月1日 至 平成29年3月26日	自 平成24年10月7日 至 平成29年3月26日

	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名 当社の従業員34名	当社の従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 90,000株	普通株式 10,000株
付与日	平成23年8月15日	平成24年3月30日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成25年8月16日 至 平成33年6月23日	自 平成26年3月31日 至 平成33年6月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成21年10月16日付株式分割(1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前事業年度末	60,200	59,500
権利確定		
権利行使	21,000	24,000
失効		
未行使残	39,200	35,500

	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	21,800	55,100
付与		
失効		5,300
権利確定	21,800	
未確定残		49,800
権利確定後 (株)		
前事業年度末		
権利確定	21,800	
権利行使	9,500	
失効		
未行使残	12,300	

	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与	90,000	10,000
失効	4,000	
権利確定		
未確定残	86,000	10,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

(注) なお、平成21年10月16日付株式分割(1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権
権利行使価格 (円)	750	750
行使時平均株価 (円)	1,476	1,674
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	-

	第4回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	750	551
行使時平均株価 (円)	936	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	-	91

	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,004	2,344
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な 評価単価 (円)	182	565

(注) なお、平成21年10月16日付株式分割(1株につき100株)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第7回新株予約権

使用した算定技法

モンテカルロ・シミュレーション

使用した主な基礎数値およびその見積方法

イ. 株価変動性 51.02%

当社は上場期間が短いことから、5.94年間（平成17年9月9日～平成23年8月15日）における、類似企業の株価変動性に基づいて算定しております。

ロ. 予想残存期間 5.94年

本算定において採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。

ハ. 予想配当 0円/株

直近の配当実績に基づいております。

ニ. 無リスク利子率 0.461%

予想残存期間に対応する国債の利回りに基づいて算定しております。

(2) 第9回新株予約権

使用した算定技法

モンテカルロ・シミュレーション

使用した主な基礎数値およびその見積方法

イ. 株価変動性 52.37%

2.03年間（平成22年3月5日～平成24年3月30日）の株価実績に基づき算定しております。

ロ. 予想残存期間 5.62年

本算定において採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。

ハ. 予想配当 0円/株

直近の配当実績に基づいております。

ニ. 無リスク利子率 0.41%

予想残存期間に対応する国債の利回りに基づいて算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
賞与未払金	22,536 千円	38,241 千円
未払事業税	18,509	30,248
未払事業所税	4,482	6,499
支払利息否認	7,672	7,167
その他	3,415	11,043
繰延税金資産(流動)小計	56,616	93,199
評価性引当額	-	-
繰延税金資産(流動)合計	56,616	93,199
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	76,651 千円	96,958 千円
支払手数料否認	5,767	5,051
支払利息否認	21,328	15,004
資産除去債務	63,537	121,666
その他	13,789	15,918
繰延税金資産(固定)小計	181,074	254,600
評価性引当額	70,070	591
繰延税金資産(固定)合計	111,004	254,008
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対する除去費用	41,705	89,377
繰延税金負債(固定)合計	41,705	89,377
繰延税金資産(固定)の純額	69,298	164,630

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.55	0.26
住民税均等割	0.51	0.35
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	3.03
法人税額の特別控除	-	2.71
評価性引当額の増減額	4.40	6.86
その他	0.17	0.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.18	34.79

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.64%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は41,002千円減少(繰延税金負債は10,350千円減少)し、法人税等調整額(貸方)が30,651千円減少しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

拳式・披露宴施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～15年と見積り、割引率は1.0%～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
期首残高(注)	149,221千円	156,150千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,213	179,357
時の経過による調整額	2,714	5,869
期末残高	156,150	341,376

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、ブライダル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、ブライダル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	318.10円	498.68円
1株当たり当期純利益金額	94.21円	175.94円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	94.09円	171.79円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	351,376	659,849
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	351,376	659,849
期中平均株式数(株)	3,729,900	3,750,319
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	4,721	90,775
(うち新株予約権)	(4,721)	(90,775)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権 602個 第3回新株予約権 595個 第4回新株予約権 218個 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況 1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第9回新株予約権 100個 なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況 1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプションの権利行使により払い込まれた場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に適用されるサービスに係る分を含めて算定しております。

また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の数値は、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 94.08円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	2,042,407	1,986,566	829	4,028,145	1,017,741	425,109	3,010,403
構築物	122,882	-	-	122,882	75,344	8,106	47,537
車両運搬具	1,405	1,246	-	2,651	2,443	1,038	207
工具、器具及び備品	562,691	533,505	7,471	1,088,725	724,765	386,139	363,959
リース資産	76,055	13,532	1,800	87,787	41,778	16,409	46,009
建設仮勘定	1,241,190	89,031	1,242,243	87,978	-	-	87,978
有形固定資産計	4,046,632	2,623,881	1,252,343	5,418,169	1,862,073	836,803	3,556,096
無形固定資産							
商標権	4,654	-	-	4,654	2,650	465	2,004
ソフトウェア	21,836	175,227	2,287	194,776	38,336	33,908	156,439
リース資産	11,929	-	2,700	9,229	5,725	2,385	3,503
その他	39,062	58,812	81,665	16,208	-	-	16,208
無形固定資産計	77,482	234,040	86,653	224,868	46,711	36,759	178,156
長期前払費用	90,000	-	-	90,000	18,000	18,000	72,000

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	栄駅事業所開業	237,480千円
建物	銀座事業所開業	240,360千円
建物	大阪駅事業所開業	510,387千円
建物	堂島事業所開業	750,744千円
建物	資産除去債務	178,861千円
工具、器具及び備品	栄駅事業所開業	70,695千円
工具、器具及び備品	銀座事業所開業	76,475千円
工具、器具及び備品	大阪駅事業所開業	116,145千円
工具、器具及び備品	堂島事業所開業	148,461千円
建設仮勘定	表参道事業所開業準備	77,097千円
ソフトウェア	基幹システム	119,456千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

その他	基幹システム(ソフトウェアに振替)	70,890千円
-----	-------------------	----------

3. 長期前払費用は償却対象のみを記載しているため、貸借対照表に計上されている金額とは一致しておりませ
ん。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	873,678	965,100	1.8	-
1年以内に返済予定のリース債務	82,295	89,352	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,532,437	1,465,958	1.6	平成24年～27年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	177,496	98,661	-	平成25年～28年
その他有利子負債(未払金・長期未払金)	65,121	204,028	-	平成24年～28年
合計	2,731,028	2,823,099	-	-

- (注) 1. その他有利子負債の内訳は、割賦契約債務であります。
 2. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 3. リース債務および割賦契約債務の平均利率については、リース料総額および割賦契約債務総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務および割賦契約債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 4. リース債務、長期借入金およびその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	81,748	10,278	4,999	1,634
長期借入金	870,372	556,924	38,662	-
その他有利子負債	47,351	43,467	40,015	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	455	802	-	455	802

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	156,150	185,226	-	341,376

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	8,617
預金	
普通預金	1,393,364
小計	1,393,364
合計	1,401,982

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大阪ターミナルビル株式会社	6,954
三井住友カード株式会社	6,074
一般顧客	3,226
株式会社ジェーシービー	2,740
楽天トラベル株式会社	1,659
その他	7,089
合計	27,745

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 366
14,013	442,177	428,444	27,745	93.9	17.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
原材料	
衣裳小物等	7,815
飲料	4,047
その他	10,028
小計	21,891
貯蔵品	
パンフレット等	12,325
招待状等	5,583
その他	2,733
小計	20,642
合計	42,534

二．敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
サムティ株式会社	279,500
ASPF Shin Yoko GK GmbH	230,000
ウェルピング株式会社	200,000
株式会社第一ビルディング	188,910
株式会社福原コーポレーション	90,745
その他	390,633
合計	1,379,790

流動負債
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
ジャパンクリエイイト株式会社	29,140
後谷株式会社	22,677
ストーリーテラー株式会社	19,963
株式会社三英商会	17,030
株式会社千趣会	16,961
その他	332,828
合計	438,602

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
株式会社リクルート	83,121
新横浜ビルディング特定目的会社	63,915
株式会社ウイル	26,145
昭和リース株式会社	22,800
エスケーユニフォーム株式会社	19,121
その他	233,442
合計	448,547

ハ．前受金

相手先	金額(千円)
一般顧客	454,326
合計	454,326

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	2,018,726	4,355,010	7,719,369	10,732,873
税引前四半期(当期)純利益金額又は税引前四半期純損失金額(千円)	179,859	145,749	568,720	1,012,013
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額(千円)	179,781	164,553	241,200	659,849
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(円)	48.20	44.05	64.46	175.94

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(円)	48.20	4.07	108.08	110.85

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.escri.t.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書

事業年度（第8期）（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）平成23年6月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

平成23年6月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書および確認書

（第9期第1四半期）（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）平成23年8月10日関東財務局に提出

（第9期第2四半期）（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局に提出

（第9期第3四半期）（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局に提出

(4) 四半期報告書の訂正報告書および確認書

平成23年8月26日関東財務局に提出

（第9期第1四半期）（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書およびその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月26日

株式会社エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水上 亮比呂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクリの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスクリの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表

示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エスクリが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。